

第6章 部門別構想

(1) 土地利用の方針

産業及び人口の動向、社会構造の急激な変化に対応した持続性のある住み良い都市づくりを進めるため、住宅地、商業地及び工業地などをバランスよく配置して、それぞれの役割に応じた適正な土地利用を図るとともに、土地利用を見直す場合には、用途純化や適切な用途地域への変更などを検討し、均衡ある市街地形成を図ります。

また、今後も想定される新たな土地需要に対しては、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図るなど、土地利用の状況を的確に把握しつつ、周辺の市街地環境に配慮しながら効率的な市街地の形成を図り、土地利用計画に合致した開発計画の誘導や、場合によっては開発計画に合致するよう都市計画制度の運用を図るなど、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を図ります。このほか、地域コミュニティ^{※26}や活力低下の原因となっている空き地・空き家の顕在化について、利活用に向けた検討を進め、快適で安全・安心な住環境の維持に努めます。

幕別町には、幕別地区と札内地区の二つの市街地があり、両市街地は国道38号及び町道幕別札内線を交流軸として発展してきたことから、これら機能の維持・拡充に努めるとともに、快適な住環境の維持や都市活動における利便性向上の実現を図り、それぞれの市街地の特色を活かした個性ある都市づくりを進めます。

①住宅地

【ゆとりと安心の住宅地】

- ・幕別町の住宅地は主に戸建住宅からなり、今後は空き家や低未利用地の利活用を図り、豊かなゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。
- ・商業地周辺部の利便性の高い住宅地の後背エリアに低密度な住宅地を配置し、ゆとりと安心の住宅地と位置づけます。
- ・コミュニティ施設など既存の公共施設の再編や適正な配置に努めながら、豊かな緑に囲まれた閑静な住宅地の形成を図り、地区計画^{※27}などにより良好な住環境の維持に努めます。

【利便性の高い住宅地】

- ・利便施設などが配置されている地区、地域商業業務地に近い地区及び国道沿道の商業系地域周辺の比較的密集した住宅地は、利便性の高い住宅地として位置づけ、中密度の土地利用を図り、利便性の高さと良好な住環境が調和した住宅地の形成を図ります。

²⁶ 地域コミュニティ

地域において、互いに交流する住民や町内会等で構成される社会や集まりのことを言います。

²⁷ 地区計画

建築物の用途や高さなど、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。

②商業地

【地域商業業務地】

- ・ J R 幕別駅及び札内駅周辺については、地域商業業務地として位置づけ、日常生活を送る上で子育て世代や高齢者にとって利便性が高い商業地の形成を図ります。
- ・ 賑わいの創出や交流の場として、空き地・空き店舗等を利活用するなど、多様な都市機能の集積に努めます。

【沿道商業業務地】

- ・ 道路交通網の整備に伴い町民の生活圏が拡大していることから、国道 38 号沿道などの主要な幹線道路に沿道商業業務地を配置し、周辺の住環境等に配慮しながら、利便性の確保、沿道サービス機能の向上を図ります。

③工業地

- ・ 圏域環状道路の沿線に位置するリバーサイド幕別のほか、札内東工業団地、明野工業団地については、主要な幹線道路等に隣接する立地条件を活かし、地区特性を踏まえた広域的な工業拠点の形成を図ります。
- ・ 主要幹線道路の早期整備を要請し、低未利用地の利活用を促進します。
- ・ 新田地区の工業地については、既に一定の工業機能の集積が見られるものの、未利用地が存在していることから、適切な土地利用の検討を行い、地域の産業間、企業間の連携により地場産業の振興を図ります。
- ・ 主要幹線道路沿道については、「6 次産業化・地産地消等推進戦略^{※28}」等の計画と整合性を図りながら、地域資源を活用した適切な土地利用を図ります。

④市街化調整区域

- ・ 市街地を取り巻く農地のうち、農業振興地域^{※29}の農用地区域として指定されたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として位置づけ、幕別町の基幹産業である農業の振興を促し、適切な維持・保全に努めます。

²⁸ 6 次産業化・地産地消等推進戦略

地産地消や地域ブランドの確立に向けた取組などの方策を明らかにし、幕別町としての産地力を高めていくとともに、地域全体の活性化を図ることを目的とした方策を示すものです。

²⁹ 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用」の見地から相当長期（おおむね 10 年以上）にわたり農業の振興を図る地域として知事が指定した地域のことを言います。

- ・農業振興地域の白地地域で無秩序な土地利用が行われる恐れがある幹線道路沿線や既成市街地に隣接する区域などについては、必要に応じて農林業との調整を図った上で、地区計画などを活用することにより、周辺環境や既成市街地における住環境等の保全に配慮した適切かつ計画的な都市的土地利用を図ります。
- ・農村小集落においては、乱開発等の防止に努め、既存集落の良好な住環境を保全します。
- ・グリーンツーリズム^{※30}などの需要に対応するため、農業と都市計画との調和や関係法令などとの調整を図ります。

⑤その他の土地利用

- ・依田地区、途別地区、猿別地区及び文京地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制します。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画等に基づき、災害の防止等に努めます。



千住川

³⁰ グリーンツーリズム

農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動です。

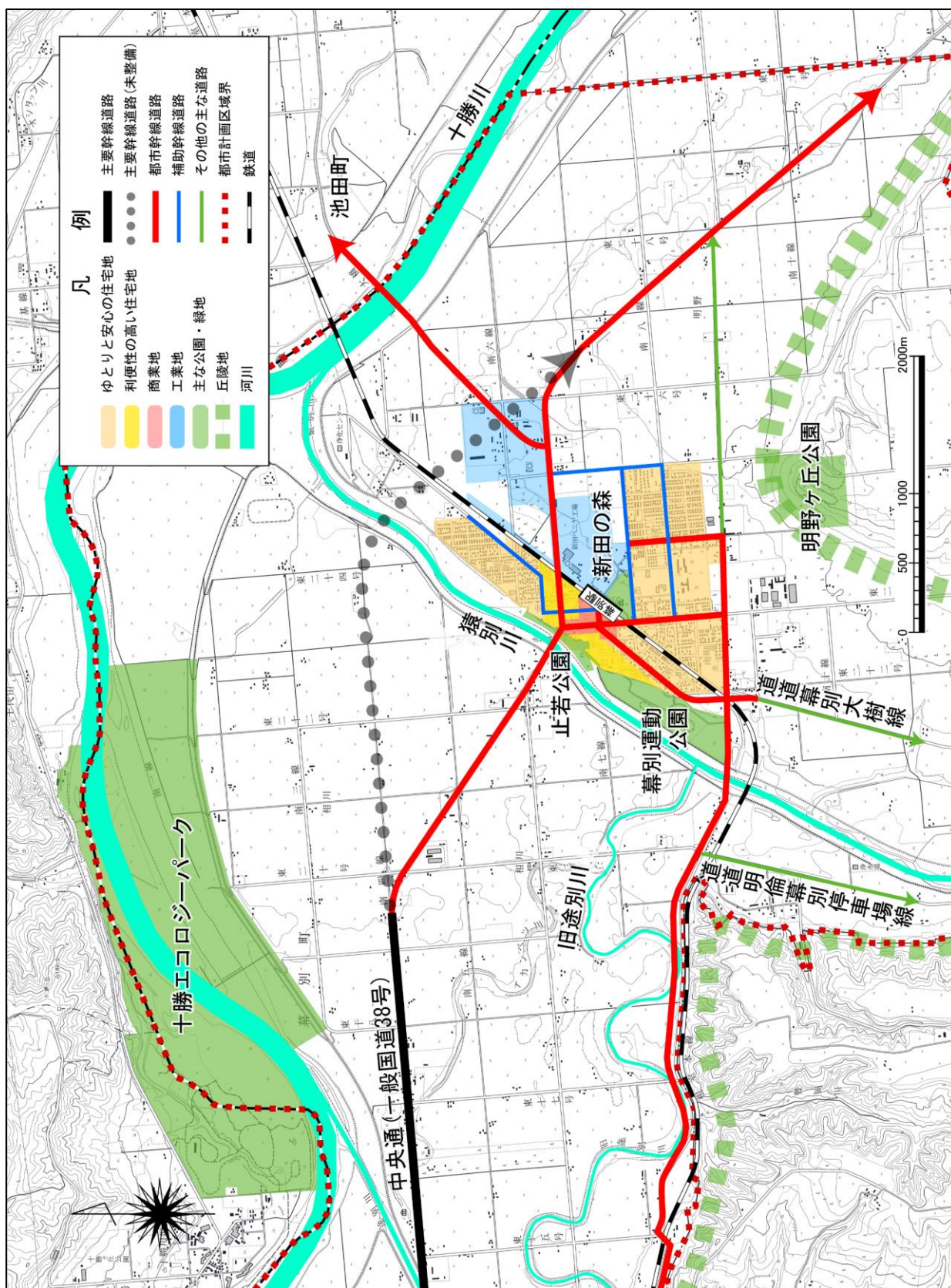


図 土地利用計画図（幕別）

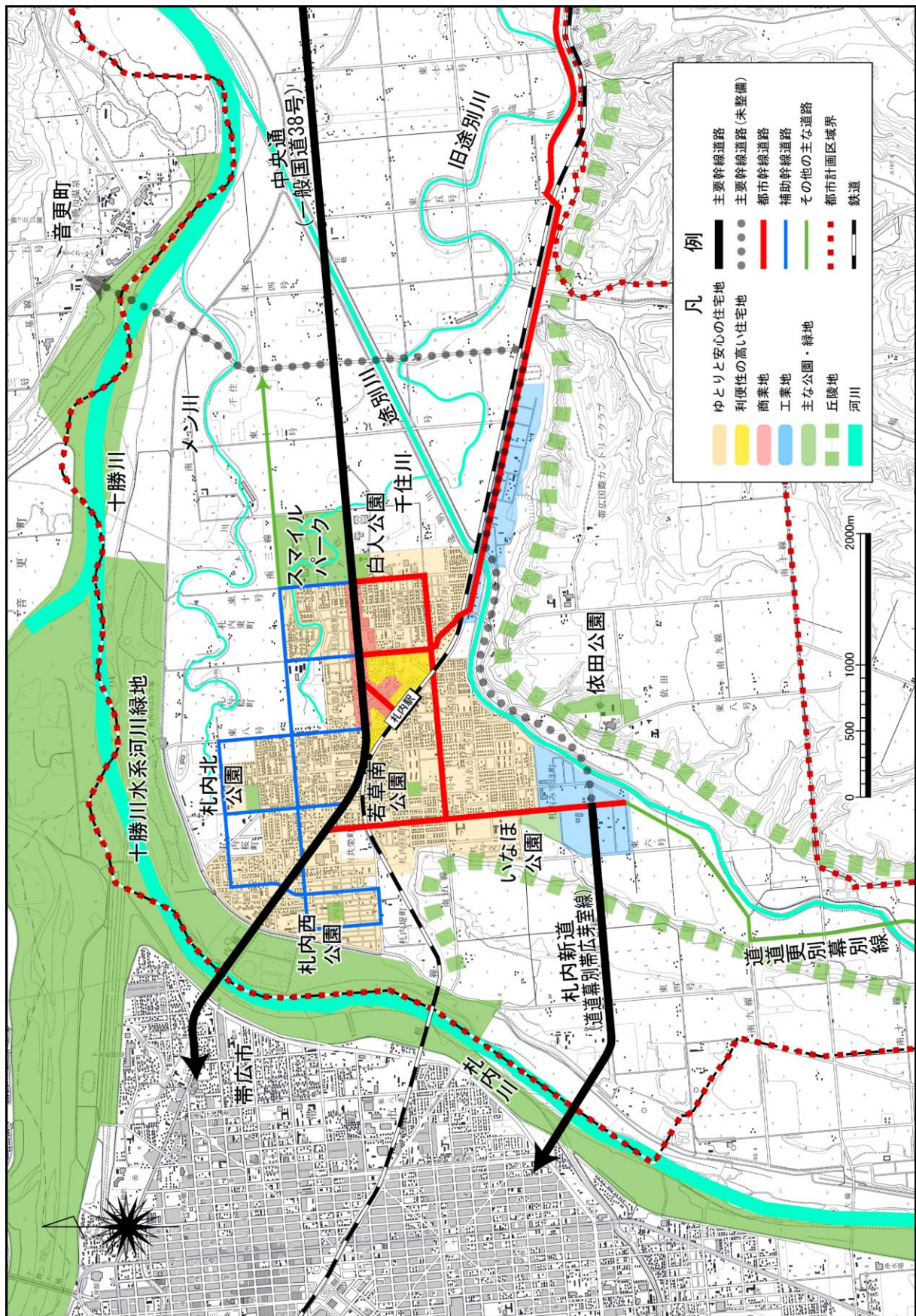


図 土地利用計画図 (札幌市)

(2) 道路・交通体系の方針

都市内の道路網は、帯広圏域内外の都市間の連携・交流の円滑化のための主要幹線道路、町内の円滑な移動や主要幹線道路の補完とアクセス性向上のための都市幹線道路、日常の買物等のための補助幹線道路^{※31}など機能に応じて役割が分担され、必要となる道路整備の計画的な推進に努め、持続性のある都市づくりを進めます。

また、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確保と、長寿命化^{※32}や改築等により、効率的・効果的で災害に強い道路環境の維持・向上に努め、安全・安心な都市づくりを進めます。

このほか、高齢者や障がい者等交通弱者のモビリティ^{※33}を確保するための、利便性の高い公共交通機関の運行・検討や、ユニバーサルデザインに配慮した道路等施設の整備に努めます。

①道路の整備

- ・帯広圏では、圏域内道路網の骨格として中央通（国道 38 号）及び札内新道（道道幕別帯広芽室線）を含めた圏域環状道路を主要幹線道路と位置づけており、中央通と札内新道以東の道道幕別帯広芽室線未整備区間の整備を促進し、都市間の円滑な広域交通ネットワークの形成を図ります。
- ・都市内交通の効率化と主要幹線道路への円滑なアクセスを図る道路として、止若通、幕別大通及び町道幕別札内線などを都市幹線道路として位置づけ、都市内道路網の形成を図るとともに止若通の整備を促進します。
- ・補助幹線道路については、主要な都市幹線道路を補完する道路として位置づけ、円滑な都市内道路網の形成と生活利便性を高める道路網の形成を図ります。
- ・長期未着手となっている都市計画道路の見直し等、検討作業を適宜進めながら効率的な整備に努めます。
- ・都市内道路網の整備にあたって、高齢者や障がい者にやさしく、歩行者と自転車が安全に通行できる歩車道の確保に努めます。
- ・誰にでもやさしい道づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備について、計画的に推進します。

³¹ 補助幹線道路

幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路のことを言います。

³² 長寿命化

道路や公園、上下水道などのインフラ施設や、学校、公民館などの公共建築物を含めた公共施設全体について、より効率的で効果的な維持保全に努めることで、施設の寿命を長くすることを目的とした取組のことです。

³³ モビリティ

モビリティとは、「公共交通や自動車による移動しやすさ」であり、ここでは高齢者・障がい者をはじめとして、誰もが移動しやすい交通手段を確保することを意味します。

- ・冬季における歩行者通行に配慮し、通学路など通行実態を勘案した計画的な除雪体制を整え、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ・除雪体制を維持するため、除雪事業者の就労環境の向上に資する検討や、除雪機材の更新、町民との協力体制を構築するためのPRなどに努め、今後においても迅速かつきめ細かな除排雪体制の確保に努めます。
- ・今後においては、国の施策動向等の変化を的確に捉えながら必要となる道路整備を計画的に推進するほか、幕別町橋梁長寿命化修繕計画により橋梁の定期点検を実施し、適切な維持管理とライフサイクルコスト^{※34}の低減に努めます。

②公共交通機関の整備

- ・鉄道については、重要かつ基幹的な交通機関であり、町民の足として誰もが安全で使いやすい交通機関とするために、鉄道駅において町内公共交通と接続する交通結節機能^{※35}の維持に努めます。
- ・路線バスについては、通勤・通学や通院、買物など、多くの町民の日常生活を支える重要な交通手段であることから、関係機関との調整を進めながら路線の確保に努めます。
- ・コミュニティバス^{※36}や乗合タクシー^{※37}といった地域公共交通については、利便性が向上するように運行内容の検討を行い、誰にでもやさしい公共交通機関としての改善に努めます。また、利便性向上による利用促進によって、二酸化炭素排出量の削減につなげていきます。
- ・交通結節点等においては、ユニバーサルデザインにより高齢者や障がい者にも利用しやすいよう、歩行者空間と道路面、沿道施設との段差解消に配慮します。また、車椅子等の利用に配慮した歩道整備や誘導ブロックの適正配置などにより、高齢者や障がい者も気軽に歩ける環境整備に努めます。

³⁴ ライフサイクルコスト

道路・橋梁などの都市基盤施設の、建設、維持、改修、解体処分などに要するトータルの費用のことです。

³⁵ 交通結節機能

異なる交通機関を相互に連絡し、さまざまな交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する機能のこと。交通結節点としては、鉄道駅やバスターミナル、空港などが挙げられます。

³⁶ コミュニティバス

住民の交通手段として、主に市街地内の交通空白地帯を循環する路線バスであり、幕別地域と札内地域を運行しています。

³⁷ 乗合タクシー

一般的なタクシーとは違い、予約があった場合にのみ決まった時間に運行し、複数の利用者の「乗合」を前提としたタクシーのことです。幕別町では現在、駒島線と古舞線を運行しています。

(3) 公園・緑地の整備方針

潤いある生活環境実現のため、「幕別町緑の基本計画」に基づいた緑豊かなまちづくりを進めます。

公園・緑地の整備にあたっては、質的向上に重点を置き、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めるとともに、既存の公園施設の改修について計画的に進めます。

安全で安心できる利用環境を維持しながら、厳しい財政状況に配慮して管理経費の低減に努めるとともに、緑のあり方や維持管理の方法、緑化活動等への町民参加など、町民と行政の協働による緑豊かな幕別町を創造していきます。

①広域公園・都市緑地

- ・広域公園である十勝エコロジーパーク^{※38}や、都市緑地である十勝川河川緑地等の大規模な広がりをもつ公園・緑地は、自然と共生した都市形成を目指し、水と緑のネットワークの形成や拠点となる緑地空間として維持・保全に努めます。

②総合公園・運動公園

- ・総合公園・運動公園は、スマイルパーク、明野ヶ丘公園及び幕別運動公園があり、景観上や環境保全の拠点であることに加え、災害時においても拠点施設として位置づけます。また、スポーツ、レクリエーション及び余暇活動など心身の健康増進の場として特色ある公園の形成を図ります。
- ・明野ヶ丘公園は、平成2年の全面供用開始から30年が経過しており、施設の老朽化が進行していることから、再整備に向けた検討を進めます。

③地区公園・近隣公園・街区公園

- ・地区公園、近隣公園及び街区公園は、町民にとって最も身近に緑を提供してくれる場であるほか、遊び場、地域コミュニティの場、災害発生時の避難場所等、多様な機能を備えており、今後も町民のニーズに応え、質的向上を図るために施設の計画的な改修や、適切な維持管理に努めます。
- ・小規模街区公園（1,000㎡未満の街区公園）は、地域の社会的変化などに対応するため、必要に応じて公園の再編や機能の見直しなどを進めます。

³⁸ 十勝エコロジーパーク

十勝川の千代田堰堤を拠点として、音更町、池田町、幕別町の3町にまたがる広域公園。幕別町エリアには、千代田新水路や階段式魚道、魚道観察室「ととろーど」が設置されており、サケなどの魚類が遡上する様子を観察することができます。

④その他の公園

- ・幕別町には日常的なレクリエーション活動のためにパークゴルフ場を有する公園が配置されており、その機能の維持・保全に努めます。
- ・街路樹は、良好な都市景観を形成する機能や騒音の低減、人々に安らぎや潤いを与える等の機能を担っているため、今後においても街路樹の維持保全に努めます。植樹柵等を活用した都市緑化については、町民参加型の取組など緑の保全に町民と行政が協働で取り組む施策を進めます。
- ・図書館や学校、公民館等の公共公益施設等の敷地内緑化を推進し、景観に配慮したまちづくりを進めます。
- ・市街地に点在する社寺林、緑地、樹林地及び良好な自然環境を有する地区などは、市街地に欠かせない緑として保全します。



明野ヶ丘公園



札幌北公園

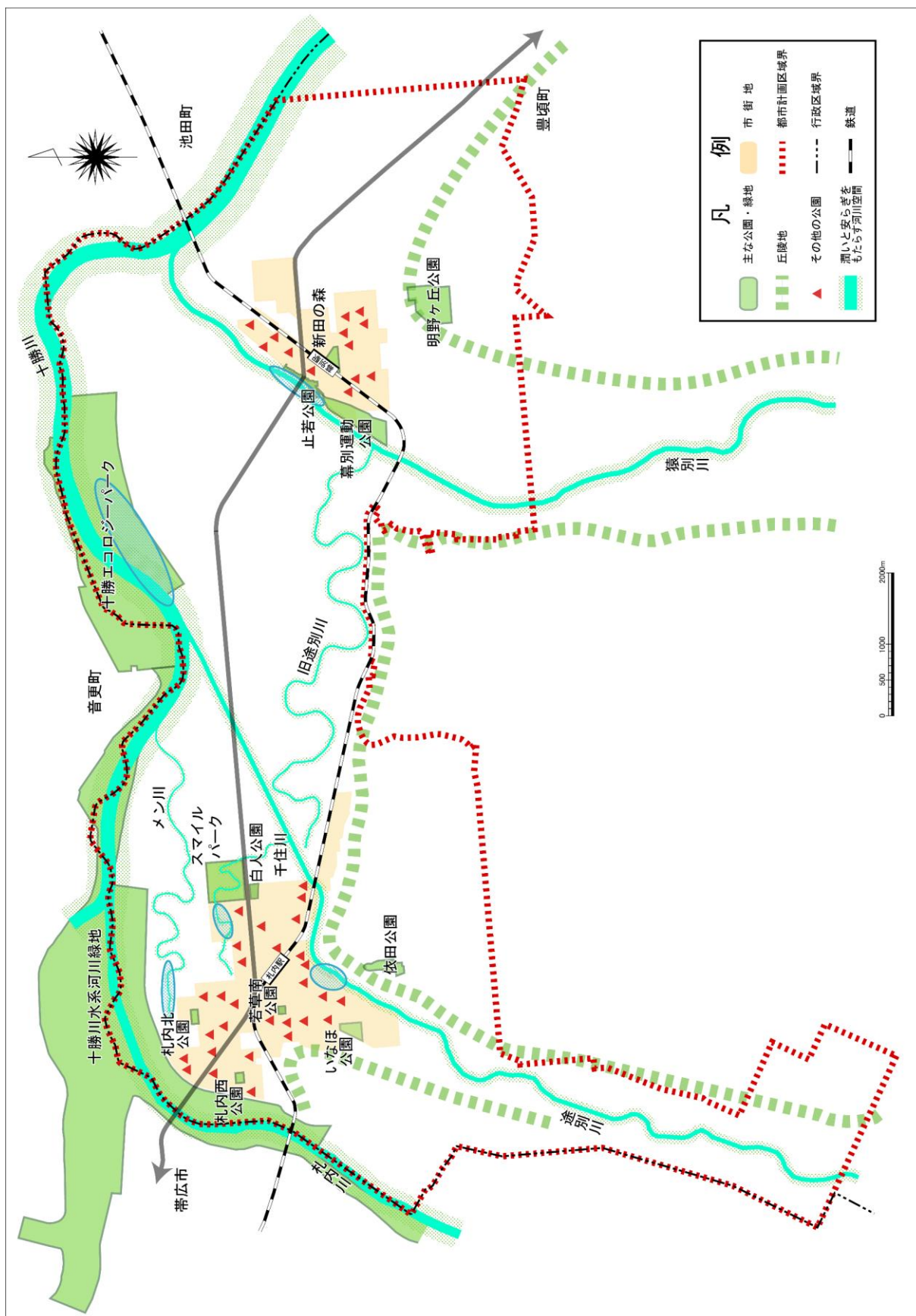


図 公園緑地整備方針図

（４）下水道及び河川の整備方針

良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全、浸水対策及び災害に強い都市づくりなど、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、ストックマネジメント計画^{※39}に基づく施設整備を促進します。

また、気候の変化による災害の激甚化に対応するため、関係市町及び関係機関と連携を図り、都市防災機能及び環境機能の向上を図ります。

①下水道

- ・十勝川流域下水道との整合を図りつつ、幕別及び札内公共下水道の処理区の統合による効率的で経済的な污水处理を行うとともに、持続的な施設機能を確保します。
- ・処理場及び中継ポンプ場等の既存施設の有効利用を図りながら、計画的な改築及び更新を進め公共用水域の水質保全に努めます。
- ・効率的な雨水排除や公共用水域への速やかな排水を行うため、老朽化した雨水管渠の点検、補修及び強制排水施設の改築更新を含めた適正な管理を行い、都市防災機能の維持に努めます。
- ・市街化区域外の農村地区などは、個別排水処理施設整備事業を推進して生活環境の向上や公共用水域の水質保全に努めます。

②河川

- ・近年多発する集中豪雨や台風による災害に対応すべく、河川管理者と連携を図りながら河川改修等により流下能力を確保するなど、都市防災機能の維持向上に努めます。
- ・快適な生活環境を確保するため、河川管理者と連携を図りながら河川美化の推進に努めます。

³⁹ スtockマネジメント計画

個々の設備等に発生する事故について「被害規模×発生確率＝リスク評価」として優先順位を付け維持補修・改築を実施し、施設全体の持続的な機能を確保しながらライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする計画です。

(5) 安全・安心な都市づくりの方針

都市防災については、平成28年の台風による浸水被害や、平成30年の胆振東部地震によるブラックアウトなど都市防災の重要性を踏まえ、「幕別町地域防災計画^{※40}」（平成30年8月策定）や、今後策定予定の国土強靱化地域計画に基づき、ハード・ソフト両面から都市の安全性、防災性の向上を図り、安全で快適な市街地を形成し、町民の生命と財産を守るよう努めます。

また、子どもの犯罪被害への不安や高齢者等の安全・安心な生活環境の確保が必要であり、犯罪の起こりにくい都市環境の形成に努めます。

①防災機能の強化

- ・災害時の安全性や都市機能の確保を図るため、「幕別町耐震改修促進計画^{※41}」（平成29年2月策定）に基づき、地震による家屋の倒壊を防ぐため、住宅の耐震化に向けた耐震診断の取組を支援するとともに、耐震化に関する情報提供などに努めます。
- ・安全で安心して暮らせるまちづくりを実現していくために、災害リスク情報を活用し、防災に配慮した施設整備の検討を行います。
- ・上水道及び下水道等は町民生活における重要なライフライン^{※42}施設であり、災害時の都市機能の確保を図るため、施設の耐震性向上に向けた検討や施設整備及び改築更新に努めるとともに、耐震性貯水槽については適切に運用していきます。
- ・北海道緊急輸送道路ネットワーク計画指定路線や幕別町地域防災計画指定路線については、避難所への移動や、防災拠点への物資輸送を円滑に行うため、関連機関と協議しながら平常時より適切な維持管理に努めます。
- ・河川は、災害時の貴重なオープンスペース及び延焼遮断帯機能を有するため、関係機関と連携のもと維持管理に努めます。また、既存の市街地周辺の緑地及び農地などは、防災上有効な場所の把握を行い、オープンスペースとして保全に努めます。
- ・避難等の拠点となる公共施設、また指定緊急避難場所や指定避難所として位置づけられている施設については、適切な維持管理を行い、平常時から避難場所としての機能確保に努めます。

⁴⁰ 幕別町地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、町民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画です。

⁴¹ 幕別町耐震改修促進計画

耐震改修促進法第5条に基づき、町内の住宅・建築物の耐震化を図るために策定した計画です。

⁴² ライフライン

電気、ガス、上・下水道、電話など、生活に欠かせない公共性の高いインフラ施設のことを指します。

- ・緊急時に速やかな避難を行えるよう、指定緊急避難場所等に誘導標識の設置、防災行政無線の整備を進め、避難場所等の周知のための防災のしおりを配付するとともに、広報や出前講座等により防災啓発に努めます。
- ・地域で生活する要配慮者^{※43}の実態に合わせて、関係機関と連携し、避難所に指定された施設の段差解消、スロープや多目的トイレの設置など、利便性の向上や安全性に配慮した整備に努めます。



幕別町図書館

⁴³ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、疾病者及び外国籍住民などのうち、災害時に特に配慮を要する者。

②防犯機能の強化

- ・犯罪の起こりにくい都市環境の形成を目指すため、道路空間においては、街路灯・防犯灯の整備や見通しの確保、公園・緑地空間においては、死角のないオープンな空間づくりなど、地域の状況等を考慮し、防犯機能の強化を図ります。
- ・防犯に関する啓発活動の実施や、地域における自主的な防犯活動について「協働のまちづくり支援事業^{※44}」による支援を図ります。

③住民との協働による災害対策

- ・災害発生直後の救援活動や避難活動は、地域住民による自主的・組織的な協力が極めて重要な役割を果たすことから、自主防災組織^{※45}設立を働きかけ、災害時における地域住民との連携強化を図ります。
- ・高齢者や障がい者等、避難行動要支援者に対する円滑な避難を可能とするためには、近隣住民相互の協力や自主防災組織等の協力が必要であることから、防災に対する広報・啓発活動を通じて、地域内の避難行動要支援者への支援体制の整備に努めます。



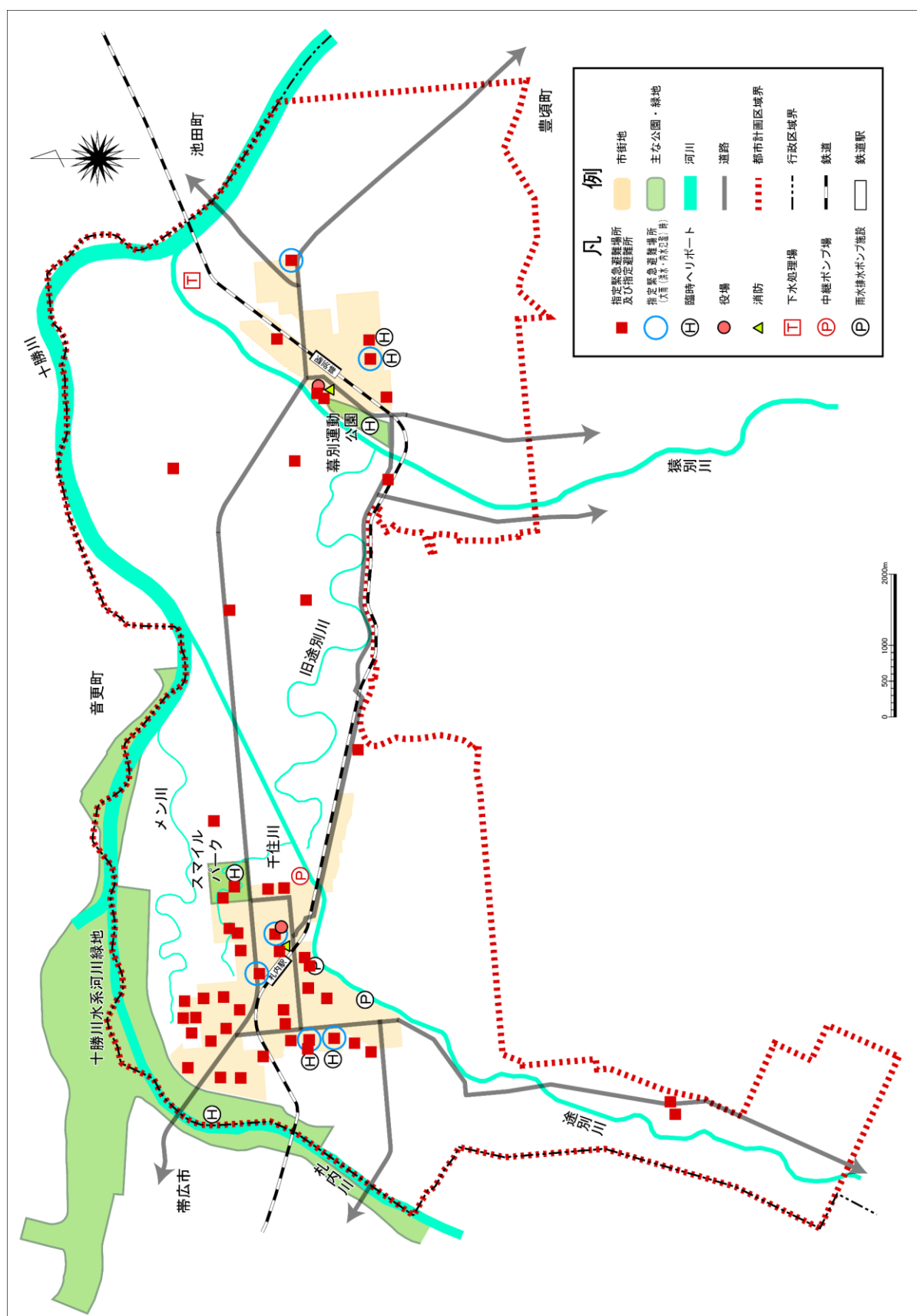
幕別町百年記念ホール

⁴⁴ 協働のまちづくり支援事業

地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働しまちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付するもので、平成16年度に要綱を制定し、住民の多様な活動を支援しています。

⁴⁵ 自主防災組織

公区・町内会が主体となって、地域住民による防災活動を行う組織を指します。主な活動は、防災意識を高めるための講演会開催や、避難経路・避難場所の周知、災害時の避難誘導等、地域住民が必要とする内容を自主的に活動しています。町では、こうした組織の設立の支援をしています。



（６）市街地の整備方針

住宅地の整備にあたっては、空き地・空き家の有効活用を図るなど、効率的な市街地形成に努め、持続性のある住みよい都市づくりを進めます。

また、老朽化した町営住宅等については、「公営住宅等長寿命化計画※⁴⁶」（平成 30 年 3 月策定）に基づき、改善や建替などにより、長期的な維持管理に努め、少子高齢化に対応した質の高い住環境づくりを推進します。

①地区計画制度等の活用

- ・地区計画制度を活用し、今後においても良好な市街地の形成を図ります。

②既成市街地の活性化

- ・既成市街地においては、住宅地における空洞化等による地域コミュニティの活力の低下、商店街の活力の低下が懸念されるため、住宅地の空き地・空き家の解消に向けて、空き地空き家バンク制度を活用します。
- ・商店街の空き地・空き店舗においては商工会等との連携と商店街の活性化に関する支援事業を活用して、既成市街地及び地域商業業務地の賑わいの創出を図ります。

③公共施設等の整備方針

- ・町民生活を支える公共施設等は、都市生活の拠点に適正に配置するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します。
- ・公共施設等については、利便性、快適性等の観点や整備状況を勘案しながら、適正配置によりバランスある施設整備の推進に努め、二酸化炭素排出量の削減に繋げていきます。また、町民ニーズの把握による計画的な整備と適切な維持管理に努めます。

④環境の保全に関する方針

- ・潤いある都市生活のためには、市街地内はもちろんその周辺の自然環境との共存を図る必要があります。
- ・環境問題は、事業活動や町民生活に起因するところが大きく、事業者及び町民の協力を得て、公害など環境破壊の防止と監視に努めます。
- ・本町における自然生態系の現状や特性の把握に努め、適切な土地利用により、環境資源の保全と活用を図ります。

⁴⁶ 公営住宅等長寿命化計画

公営住宅等の適切な点検、修繕、データ管理等を行い、効率的・効果的な事業方法を選定するとともに、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進しライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の縮減等をめざすための計画です。

- ・二酸化炭素排出量の削減と合わせて、環境資源の保全と活用により二酸化炭素の吸収を促し、循環型社会^{※47}の形成に貢献していきます。

⑤街並み・景観に関する方針

- ・魅力的な都市空間を創出するため、道路、河川、橋及び公園などの都市基盤施設の整備において良好な景観の形成に配慮します。



みずほ小径



札内北大通

⁴⁷ 循環型社会

環境への負荷を小さくするため、資源リサイクルなどを推進し、人間の活動により生じる物質を自然界の中で循環できるようにする社会のことを言います。